

犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会

第7回会議（平成22年7月30日開催）議事要旨

1 議事概要

【事務局報告】

事務局から中間取りまとめについて、国家公安委員会です承を頂いた旨、またマスコミ発表をした旨の報告がなされた。

次に、事務局から出張結果に基づいて英国（イングランド&ウェールズ）における死因究明制度の概要、ドイツハンブルク州における死因究明制度の概要について報告がなされた。

（詳細は別添資料参照）

【討議】

引き続き、事務局から今後の検討事項として

- ・ 検視、死体見分及び検案
- ・ 解剖の在り方や体制整備
- ・ 上記に関する法整備

等について説明がなされ、内容について討議が行われた。

委員からは、

- ・ 死因究明の目的について、まず最初に議論すべきではないか。
- ・ CT検査や血液採取等について検視なのか検案なのかどちらの行為とすべきか検討する必要があるのではないか。
- ・ 検視、検案について警察の仕事、医者の仕事というような分け方をすべきでない。検視、検案が一体になって、見逃しを防止していくことが大事。そういう意味で必ず現場には警察官と医者が2人行くべきではないか。

- ・ 遺族に対する説明を含めた死因情報の活用方法等についても検討すべきではないか。
- ・ 解剖施設の拡充や人材確保といった体制の整備については、何か別の組織を作るということを考える必要があるのではないか。
- ・ ドイツで導入されている火葬前に再度、法医学者が遺体を見るようなダブルチェック制度の導入を検討してはどうか。
- ・ コロナー制度があるところでは、コロナーが行政官庁に対する勧告を行っているが、こういう勧告をすればどのような仕組みが必要か検討してはどうか。
- ・ 犯罪死を見逃さないための制度に特化した法律を作った方がよいのではないか。
- ・ 解剖について死体解剖保存法の改正も含めた地域格差のない丁寧な取扱いがされるよう法整備が必要ではないか。

等の意見が述べられた。

2 その他

次回会議は、平成22年9月16日(木)開催

(添付資料)

- ・ 英国(イングランド&ウェールズ)における死因究明制度の概要について
- ・ ドイツハンブルク州における死因究明制度の概要について